

スウェーデン控訴裁判所
第4部
040205

判決
2017年4月28日
ストックホルム、
スウェーデン

事件番号
T 6161-16

【控訴対象の判決】

2016年6月10日付 スtockホルム地方裁判所の判決

事件番号 : T 2978-15、T 2986-15、T 2993-15、T 2996-15、T 2998-15、T 3002-15、T 3006-15、T 3010-15、T 3011-15、T 3012-15、T 3013-15 (別紙A参照)

【控訴人】

スウェーデン王国 (司法長官 アンナ・スカールヘッドを通じて)
所在地 : ボックス2308、103 17 スtockホルム

【被控訴人】

1. (非公開)
2. (非公開)
3. (非公開)
4. (非公開)
5. (非公開)
6. (非公開)
7. (非公開)
8. (非公開)
9. (非公開)
10. (非公開)
11. (非公開)

被控訴人1～11の代理人:

弁護士 ニクラス・カールソン

所在地 : ボックス590、114 11 スtockホルム

法学修士 ジョン・スタウファー (シビル・ライツ・ディフェンダーズ)

所在地 : ボックス2173、103 14 スtockホルム

【事件名】

損害賠償

【控訴裁判所の判決】

1. 控訴裁判所は、地方裁判所の判決を維持する。

2. スウェーデン王国は、控訴審における被控訴人（1～8）の訴訟費用として合計 68,796スウェーデンクローナ（SEK）を支払うものとし、この金額は【非公開】の間で均等に分配されるものとする。スウェーデン王国は、さらに利息法第6条に基づき、控訴裁判所の判決日から支払完了日までの法定利息を上記金額に加えて支払うものとする。この金額は、弁護士報酬に関連するものである。

【序論】

本件は、スコーネ県警察による「クリングレサンデ登録簿（Kringresanderegistret）」として知られる個人データ収集が明らかになったことを受け、11名の原告がスウェーデン王国を被告として損害賠償を求めた訴訟である。この登録簿には、ロマ系出自の数千人に関する個人データが含まれていたことが判明している。本件は処分権主義に基づく民事訴訟であり、控訴裁判所は、当事者が提出した事実関係および証拠に基づき、当該事件に適用される証拠法則に従って紛争を審理・判断する必要がある。概要として、本件訴訟は、11名の原告が自らの民族的出自、すなわちロマ系であること、または一人の場合にはロマ系の配偶者であることを理由として、クリングレサンデ登録簿に登録されたことに基づく損害賠償請求である。地方裁判所は、原告らが登録された事実を認定し、警察による個人データの取扱いが警察データ法に違反していると判断した。その結果、スウェーデン王国は各原告に対して 30,000スウェーデンクローナ（SEK）の損害賠償金を支払うべきであると命じた。スウェーデン王国はこの判決を不服として控訴している。

なお、司法長官（JK）は、国家の自主的な請求和解の枠組みの中で、トラベラーズ登録簿において個人データの取扱いの対象となった者は、5,000スウェーデンクローナの権利侵害に対する補償を受ける権利があると決定している。

【控訴裁判所における請求】

スウェーデン王国（司法長官を通じて、以下「国家」という）は、控訴裁判所に対し、被控訴人の請求を棄却するか、少なくとも損害賠償額を減額するよう求めた。

被控訴人は、地方裁判所の判決の変更に反対した。

被控訴人（1～8）は、控訴審における訴訟費用の補償を請求した。

【控訴裁判所における請求】

スウェーデン王国（司法長官を通じて、以下「国家」という）は、控訴裁判所に対し、被控訴人の請求を棄却するか、少なくとも損害賠償額を減額するよう求めた。

被控訴人は、地方裁判所の判決の変更に反対した。

被控訴人（1～8）は、控訴審における訴訟費用の補償を請求した。

【控訴裁判所の判決理由】

控訴裁判所における当事者の訴訟提起

当事者は、地方裁判所と本質的に同一の事実関係を主張し、同様の形で主張を展開した。ただし、控訴裁判所において国家は、第三者抗弁に関する立場を変更した。

被控訴人は、警察による被控訴人らの個人データの取扱いが警察データ法に違反していること、政府基本法に基づく直接的な根拠に基づいて損害賠償が認められるべきであること、さらに欧州人権及び基本的自由の保護のための条約（ECHR）第8条（私生活および家族生活の保護）および第14条（差別の禁止）違反に基づく損害賠償請求が正当であることを理由として、損害賠償の支払いを求めている。

控訴裁判所において、国家は地方裁判所と同様に、被控訴人の第1および第2の法的主張に異議を唱えた。しかし、国家は控訴裁判所において、クリングレサンデにおける被控訴人の個人データの取扱いが、欧州人権条約（ECHR）第8条および第14条に基づく権利を侵害したと見なされ得ることを認めた。

国家の立場の変更により、国家は控訴裁判所において、地方裁判所における他の当事者の訴訟費用の支払義務からの免除を求める主張を取り下げ、地方裁判所における自己の訴訟費用の補償請求も行わないこととした。

しかし、国家は、控訴裁判所が国家に賠償責任があると認定した場合であっても、被控訴人は既に受けた権利侵害に対して十分な補償を受け取っているとの立場を維持している。この点について、国家はこれまでの主張に加え、個人データの取扱いがECHRに違反していると明示的に認めたこと、並びに訴訟費用の問題に関する立場の修正を通じてこれを示していることが、追加の補償に該当すると主張している。また、国家警察庁長官がロマ系市民に対して公に謝罪した事実も指摘している。

被控訴人は、控訴裁判所における国家の立場の変更が、損害賠償請求に影響を与えるものではないことを付け加えている。

控訴裁判所における審理

当事者は、控訴裁判所において地方裁判所と同じ証拠を提出した。地方裁判所で行われた当事者および証人の尋問は記録されている。国家の立場変更に伴う被控訴人の請求により、追加の尋問が（非公開）および（非公開）で実施された。

（非公開）は、要旨として以下のとおり述べた。控訴裁判所における国家のECHR違反の認定は、認めたというよりも、むしろ国家がその反証に失敗したことを示すものと感じられる。この問題に対する国家の対応には大きな失望を覚えている。国家が全面的な責任を負い、発生した事実から逃れようとしないことを期待していた。

(非公開)は、要旨として以下のとおり述べた。国家の態度変更は、認識したというよりも、むしろ腹に一撃を食らったような感覚である。その表現は理解しづらく、解釈によって異なる意味に受け取られる可能性がある。国家は自らの行為について正当化し、説明すべきである。これは認めたものではない。「民族的登録簿であった」という表現ではなく、「民族的登録簿であったこと」を明確に述べるべきである。

本件における立証責任および立証基準

不法行為に基づく損害賠償請求事件における立証責任および立証基準に関する原則は、被害を受けたと主張する者がその事実を立証しなければならないというものである。しかしながら、本件で主張されている不法行為は非常に特定の状況に基づいている。このため、被控訴人が主張するように、本件においては一般的な原則から逸脱することができるかどうかの問題となる。本件においては、一律の立証法則を示すことはできない。

被控訴人の損害賠償請求は、警察による情報収集活動の一環として個人データが不適切に登録されたとされる事実に基づいている。明らかな理由として、被控訴人はこれらの活動の内部に関与しておらず、詳細を把握していない。また、どの警察官が登録に関与していたかについても通知されておらず、これにより当該警察官への尋問を求めることもできなかった。なお、国家側も同様の尋問を行っていない。このため、被控訴人は原則として証拠を収集することが困難である一方で、国家は証拠を確保する十分な機会を有すると考えられる。このことから、被控訴人には一定の立証負担の軽減が認められるべきであると考えられる。また、国家は本件においてこのような立証緩和が認められることに異議を唱えていない。

本件損害賠償請求は誤った登録に基づくものであるが、当該登録が民族的出自に基づくものであるとされていることから、差別事案との類似点がある。このため、差別事案における立証法則を参照する理由がある。これらの法則によれば、差別を受けたと考える者は、差別が行われたと推定される状況を示す必要があり、その後は被告が差別が行われなかったことを立証しなければならない（差別禁止法第6章第3条。この規定は、2000/43/EC指令（人種または民族的出自にかかわらず個人間の平等取扱いの原則の実施）に基づいている）。

欧州人権裁判所（ECtHR）も、差別事案において同様の見解を示している。国家が現在、欧州人権条約の違反を認めるに至った事案においても同様である。2016年5月24日のBiao v. デンマーク事件において、欧州人権裁判所は次のように述べている。「欧州人権条約第14条に関連する立証責任について、申立人が差別的取扱いの存在を示した場合、政府はそれが正当化されるものであったことを示す責任を負う」（第92項）。

以上を踏まえ、控訴裁判所は、被控訴人が自己の個人データが民族的出自のみに基づいて取扱われたと推定される状況を示す責任を負うことが合理的であると判断する。そして、被控訴人がこれを示した場合には、国家がそのような個人データの取扱いが行われなかったことを立証しなければならない。

被控訴人の個人データの取扱い - 警察データ保護法に基づく審査

被控訴人は、警察が自らの個人データを警察データ法（2010:361）第2章第10条第1項（旧警察データ法（1998:622）第5条第1項に相当）に違反して取扱ったと主張している。同規定によれば、個人に関するデータは、当該個人の民族的出自等の情報のみに基づいて取扱うことはできないとされている。

国家は、控訴裁判所において、警察による被控訴人の個人データの取扱いが、欧州人権条約（ECHR）第14条に規定された民族的出自に基づく差別禁止規定を含む権利の侵害を構成することを認めた。しかし、同時に国家は、当該取扱いが警察データ法に適合しているとの立場を維持している。

控訴裁判所が理解するところ、この見解の不一致は主に、登録が民族的出自のみに基づいて行われたものとは見なされない（警察データ法の禁止事項）、一方で欧州人権裁判所は、より包括的な差別禁止の解釈を示していることに起因している（「民族的出自に基づく排他的または決定的な差別」、参照：Biao v デンマーク、2016年5月24日、p. 94）。

警察データ法第1章第2条第10項の規定を適用する際には、条約適合的解釈、すなわち欧州人権条約の趣旨に照らした解釈が求められる。このような解釈により、個人は欧州人権条約および欧州人権裁判所の判例法の下で、スウェーデン法よりも有利な立場を得る場合がある。

この解釈原則は、立法過程、実務、または学説によって採用された国内法規の適用範囲に対する特定の制限が維持されないことを意味するとされている（参照：NJA 2003年 p. 217およびNJA 2005年 p. 462の事例）。一方、規定の文言が明確である場合、解釈の余地は制限される。

本件においては、機微な個人データの取扱いに対する禁止の範囲が、「のみ」という語句により規定自体で明確に限定されている。このため、解釈の余地は存在しないと考えられる。この規定を覆す理由は見当たらない。

したがって、控訴裁判所は、警察による被控訴人の個人データの取扱いが、警察データ法第2章第10条第1項の文言に違反しているか否か、すなわち、当該取扱いが被控訴人の民族的出自に関する情報のみに基づいて行われたかどうかを、先に述べた立証法則に基づいて審理する。

被控訴人は、自らの請求を裏付けるために、「クリングレサンデ登録簿

（Kringresanderegistret）」に関する一般的事実および自身の個人的事情の両方に依拠している。被控訴人は、たとえば、登録簿が個々のレベルで精査されていないこと、

「Kringresande」という名称自体がロマを想起させること、そして登録簿に含まれているのがロマまたはロマと婚姻関係にある者のみであると指摘している。仮に、国家が主張する登録手続きに関する情報（地方裁判所判決の11頁参照）が正しいのであれば、複数の「スウェーデン人」-たとえば、ロマと結婚している「スウェーデン人」の兄弟姉妹や親-もクリングレサンデ登録簿に含まれているはずである。しかし、実際にはそうになっていないことが示されており、被控訴人は、これは登録において積極的な選別が行われ、ロマが標的とされたことを示唆するものと主張している。被控訴人（成人）は全員、国家が最初に特定したとされる4つのロマ系家族と血縁関係もその他の関係も一切ないことを宣誓の上で証言している。

また、全員が犯罪歴がなく、社会に定着しており、ストックホルム地域に居住している。うち3名は2011年にスウェーデンへ移住したばかりである。被控訴人がスコーネ地方の家族と唯一共有する点は、ロマであること、またはロマと結婚していることである。

国家は、データ収集において民族性に関する情報が含まれていなかったこと、

「Kringresande」という用語が移動犯罪を示すために使用されたこと、さらに登録簿を調査したいかなる機関も個人データが民族的出自のみに基づいて処理されたとは認定していないことを指摘している。しかし、国家は、なぜ被控訴人がクリングレサンデ登録簿に含まれているのかという明確な質問に対して回答することができなかった。その代わりに、国家は、警察が情報報告に基づき、当局の個人および住所検索システム「PPA Multisök」に記録を行ったこと（地方裁判所判決の11頁参照）に言及し、この過程で親族、時には非常に遠縁の親戚までがデータ収集に含まれたと主張している。しかし、国家も被控訴人と同様に、この方法による警察の調査範囲には限界があると考えている。

控訴裁判所は、まず、クリングレサンデ登録簿にロマ系出自の者またはロマ系家族と婚姻関係にある者が圧倒的に多く含まれていることが争われていないことを確認する。また、

「Kringresande」という語は、歴史的にロマを指すために使用されてきた用語であることも指摘する。さらに、元々のデータ収集が「Konflikt, Stafanstory Roma」と呼ばれていたことも考慮すべきである。控訴裁判所の見解では、これらの事情は、本件において

「Kringresande」という語がロマを指していることを示唆している。たとえ当時の国家警察庁の命名規則において別の意味が与えられていたとしてもである。また、被控訴人が主張するように、ロマが「スウェーデン人」と結婚しているケースが存在するため、もし国家が主張する方法で登録が行われていたのであれば、登録簿にはより多くの「スウェーデン人」が含まれているはずであるという一般的な指摘も無視できない。警察が用いた方法には、データ収集が本来の目的を超えてロマの特定にのみ偏る危険性が存在する。しかし、これらの一般的な指摘だけでは、本件の具体的事実関係を立証するには不十分である。ただし、これに加えて、被控訴人は、スコーネ地方に関連するT' omska家族と血縁関係やその他の関係が一切ないという個人的事情を述べており、この点について疑義を差し挟む理由はない。

控訴裁判所の見解によれば、被控訴人は、自身の個人データが民族的出自、またはロマと婚姻関係にあることのみを理由として「クリングレサンデ登録簿

(Kringresanderegistret)」に含まれていると推定するに足る状況を示した。データ収集において、彼らの民族的出自に関する明示的な情報が含まれていなかったことは、この評価において重要ではない。これまでに述べられた状況から、クリングレサンデ登録簿がロマと関係のある人物を対象としていることが示唆される。したがって、問題となるのは、国家がこの取扱いが民族的出自のみに基づくものでなかったことを立証できるかどうかである。

注目すべき点として、国家はこれに関連する直接的な証拠を一切提示していない。たとえば、情報報告書や家族関係に関する報告書、または口頭による証言も提出されていない。前述のとおり、国家は被控訴人がなぜクリングレサンデ登録簿に含まれているのかという問いにも回答できていない。その代わりに、国家は警察が一般的にどのように検索を行っているか、そしていかなる監査機関も個人データが民族的出自のみに基づいて処理されたと指摘し

ていないことを挙げている。しかし、確認できた限りでは、個別レベルでの詳細な検証は行われておらず、少なくとも本件当事者については明らかに実施されていない。

当事者双方と同様に、控訴裁判所は、警察データ法に基づく警察の情報収集が、中心となる個人からどこまで拡張できるかには明確な限界があると考える。本件において国家が被控訴人の個人データが処理された理由を説明できていないため、この限界が超えられた可能性がある。単に「遠縁の親族」もクリングレサンデ登録簿に含まれている場合があると一般的に述べるだけでは、本件における評価に対して有意義な指針を示すものではなく、重要な証拠価値も有しない。

総じて、国家は被控訴人の個人データの取扱いが民族的出自のみに基づくものではなかったことを立証できなかった。したがって、控訴裁判所の結論は地方裁判所と同様に、警察による被控訴人の個人データの取扱いが警察データ法第2章第10条第1項に違反しているというものである。

この評価において、被控訴人が自らの請求を支持するために主張した他の法的根拠について検討する必要はない。

被控訴人は既に十分な補償を受けたのか、追加の損害賠償が認められるべきか

当時のスコーネ県警察は、被控訴人の個人データの取扱いに責任を有していた。個人データが不適切に取扱われた場合の損害賠償に関する規定は、警察データ法（2010:361）第2章第2条第1項第12号および個人データ法（1998:204）第48条に基づき、法令違反による個人データの取扱いによって生じた損害および個人の権利侵害について補償することが定められている。

前述の「控訴裁判所における当事者の主張」の項目に示されたとおり、国家は本件において損害賠償を支払うべきではないと主張している。控訴裁判所において、国家は特に、国家が欧州人権条約（ECHR）に基づく権利侵害を明示的に認めたこと、そしてこの認識が訴訟費用に関する立場の変更に反映されていることを強調している。

しかし、追加尋問によって示されたとおり、被控訴人はこの認識を真の意味での「自白」とは捉えておらず、特に国家が控訴裁判所に提出した文書における認識の表現方法に鑑み、そのように考えている。控訴裁判所は、これを国家による権利侵害の認定と見なすものの、被控訴人の見解も理解する。なぜなら、この認定は長期にわたる法的議論の末に、当該事案で得られた資料に基づいて、国家が他の結論を導くことが困難であると最終的に述べるに至ったものであり、データ収集が主として民族登録として解釈され、国家がそれに反する証明を行うことが難しいことを示しているからである。それでもなお、この認定は象徴的価値を有する重要なものである。

控訴裁判所は、本件において、被控訴人が民族的出自、すなわち（非公開）ロマと婚姻関係にあることのみを理由として登録簿に記載されたと結論づけた。国家賠償機構（National Court of Justice）によって国家の自主的な補償制度の枠組みで支払われた補償は、他の警察の不正行為に関する事例を対象とするものであった。また、セキュリティおよびインテグ

リティ保護委員会（SIN）、主任検察官、差別防止担当官（DO）または国会オンブズマン（JO）による批判的な声明が本件に影響を与えたとはいえない。控訴裁判所の見解では、本件で認定された権利侵害は極めて重大であり、特別な損害賠償が認められるべきである。国家が控訴裁判所において一部立場を変更したこと、あるいは国家警察庁長官が謝罪したことが、この評価に影響を与えることはない。

したがって、国家は相手方が被った非財産的損害について賠償責任を負うものとする。

損害賠償額

この点に関して、国家は、相手方一人あたり30,000スウェーデンクローナ（SEK）の賠償額は非常に高額であり、したがって大幅に減額されるべきであると主張している。国家は、特に個人データの不適切な取り扱いに対する賠償については判例法が抑制的であり、相手方が登録によって何らかの否定的な結果を被ったことは明らかになっていないと指摘している。また、本件は、スウェーデン保安庁の登録情報に基づく損害賠償が問題となった、いわゆるセーゲルステット＝ウィベリ（Segerstedt-Wiberg）事件（司法長官事案番号7927-07-47）とは比較できないとも述べている。さらに、欧州人権裁判所の賠償基準は、スウェーデンの裁判所が賠償の問題を審理する際に直接適用されるものではないとされている。

一方で、相手方は、自己が被った権利侵害が重大であり高額な損害賠償を正当化するものであること、ロマ民族が歴史的に受けてきた虐待および権利侵害を考慮すべきであること、欧州人権裁判所が繰り返し、民族に基づく、全体的または実質的な差別は民主主義社会において決して容認されないと述べていること、そして差別に対する賠償は、たとえばセーゲルステット＝ウィベリ事件における基準に照らして支持される場合、他の損害賠償よりも高額でなければならないことを指摘している。

個人データの不適切な処理に起因する権利侵害に対する賠償の目的は、被害者の感情的損害を補償し、救済を提供することにある（たとえば、最高裁判例NJA 2013年1046頁参照）。非財産的損害の評価においては、現行の倫理的および社会的価値観に基づいた裁量的判断が必要とされる。この損害は基本的に客観的な基準に基づいて評価されるべきであり、そのため、一定の標準化された金額が適用されることがある。

国家が指摘するように、個人データの不適切な処理に関する判例法は抑制的である。たとえば、前述の最高裁判例において、個人データ法違反に関連する行為による権利侵害に対する賠償額は、重大とは言えない事案においては5,000SEK未満とし、重大性は低いと全く無視できない事案については3,000SEKとされていることが示されている。

控訴裁判所によると、本件損害賠償請求事件は特異なものである。現代スウェーデンの法的歴史において、同様のいわゆる登録損害賠償に関する先例は存在しないことが知られている。前述の通り、スコーネ警察によるKringresanderegistretに関連する行為は、本件の問題を超えて、複数の当局から強い批判を受けている。そのため、本件の賠償額を、より一般的な個人データの不正使用事案における標準化された基準額と比較することはできない。本件と最も類似していると思われるのは、前述のセーゲルステット＝ウィベリ事件であるが、これも直接比較することはできない。

その代わりに、控訴裁判所は、当該特有の事情に基づいて合理性の評価を行うべきであると考える。この全体的な評価の枠組みの中で、個人データの不適切な処理が、国家が現在認めているように、プライバシーおよび家族生活の保護の権利ならびに差別禁止に関する欧州人権条約の条項への違反を伴うことも考慮されなければならない（スウェーデン最高裁判例番号8043-08-42参照、またJohanna Chamberlain『個人データの不適切な処理における損害賠償』、JP 2015年209頁参照）。控訴裁判所は審理において、地方裁判所と同様に、ロマ民族が歴史的に被ってきた迫害および権利侵害も考慮されるべきであると判断している（この点については、たとえば『暗く知られざる歴史 - 20世紀におけるロマへの虐待および権利侵害に関するホワイトペーパー』DS 2014:8、および報告書『反ジプシズム対策への総力結集』SOU 2016:44参照）。

控訴裁判所によると、このような背景を踏まえると、請求された30,000SEKの金額は特に高額とは言えない。本件で認定された権利侵害 - 民族的出自に基づく情報のみを理由として警察の登録簿に登録されたこと - は非常に重大なものである。総合的に判断して、控訴裁判所は地方裁判所の結論に同意し、請求された賠償額は合理的であると認める。したがって、地方裁判所の判決は変更されるべきではない。

訴訟費用

この結論に基づき、国家は控訴裁判所における訴訟費用を相手方に補償するものとする。相手方は、補償請求が8名の成人の間で均等に分配されるべきであることを明確にしており、その金額について争いはない。

控訴方法について（別紙B参照）

控訴期限：2017年5月26日まで

本判決には、控訴裁判所長官フレドリック・ヴェルセール（Fredrik Wersäll）、報告判事エリック・リンズベリ（Erik Lindberg）、および控訴裁判所臨時判事ニクラス・ダールベック（Niklas Dahlbeck）およびダグラス・ハミルトン（Douglas Hamilton）が参加した。

翻訳：弁護士 井桁大介（下訳は ChatGPT 4 o を利用した。）